

■ 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び当会を利用されるお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の充実による自己資本増強を図る一方、法人向け貸出や社債運用によるリスクアセットが増加した結果、平成24年3月末における自己資本比率は28.53%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 219億円(前年度 219億円)
- 後配出資による資本調達額 143億円(前年度 143億円)
- 永久劣後特約借入金 500億円(前年度 500億円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、平成19年度から平成23年度まで会員JAより後配出資金を増額して受け入れています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成22年度	平成23年度	項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	36,296	36,296	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	14,330	14,330			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	25	25			
資 本 準 備 金	0	0	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
利 益 準 備 金	19,937	20,837			
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	5,400	6,600			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	272	276			
特 別 積 立 金	20,219	20,219			
次 期 繰 越 剰 余 金	3,311	3,689	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
処 分 未 済 持 分	—	—			
その他有価証券の評価差損	—	—			
営 業 権 相 当 額	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つO/Sトリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	602	1,405
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—			
基本的項目計(A)	85,463	87,944	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	控 除 項 目 計 (D)	602	1,405
一 般 貸 倒 引 当 金	676	721	自 己 資 本 額 (C-D) (E)	137,732	139,596
相 互 援 助 積 立 金	2,634	2,697	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	433,707	463,768
負債性資本調達手段等	50,000	50,000	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	9,514	7,965
負債性資本調達手段	50,000	50,000	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 して 得 た 額	16,380	17,454
期限付劣後債務	—	—			
補完的項目不算入額	△ 438	△ 361	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	459,601	489,188
補完的項目計(B)	52,872	53,057	T i e r 1 比 率 (A/F)	18.59	17.97
自己資本総額(A+B)(C)	138,335	141,002	自 己 資 本 比 率 (E/F)	29.96	28.53

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償却損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2)自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	183,050	-	-	191,723	0	0
我が国の地方公共団体向け	46,528	-	-	48,372	0	0
地方公共団体金融機構向け	72,456	-	-	60,476	0	0
我が国の政府関係機関向け	9,473	746	29	24,883	2,287	91
地方三公社向け	727	145	5	608	121	4
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	941,689	226,049	9,041	920,271	233,429	9,337
法人等向け	119,115	98,569	3,942	130,318	109,192	4,367
中小企業等向け及び個人向け	1,018	713	28	679	492	19
抵当権付住宅ローン	86	29	1	75	26	1
不動産取得等事業向け	2,859	2,856	114	3,322	3,305	132
三月以上延滞等	3,133	34	1	3,092	19	0
信用保証協会等による保証付 出資等	10,319	1,025	41	9,000	896	35
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	40,044	27,115	1,084	45,663	34,246	1,369
証券化	4,503	900	36	3,929	785	31
上記以外	12,715	3,331	133	15,560	4,204	168
エクスポージャー別計	1,529,424	443,221	17,728	1,540,703	471,734	18,869
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%
	16,380		655	17,454		698
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要 自己資本額 b=a×4%
	459,601		18,384	489,188		19,567

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

- ①当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を以下のように整備しています。
- 当会のリスク管理については、関係法令、定款等によるほか、当会が定める「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」を基本として、単年度ごとに「リスク管理方針」を定めています。また、各種リスク量の計測については、「リスク計測事務手続」に具体的な方法を定めています。
 - 理事長以下常勤役員及び関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、当会の各種リスクに係る対応方針の検討や限度額の管理、リスク量の検証を実施しています。
- ②当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準で容認される限度額を比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。
 - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー等を合理的に見積もって算出した回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	平成22年度					平成23年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	1,491,790	199,369	435,461	-	3,133	1,493,634	211,708	436,831	-	3,092	
国外	33,130	-	32,811	-	-	43,139	-	42,789	-	-	
地域別残高計	1,524,921	199,369	468,272	-	3,133	1,536,774	211,708	479,621	-	3,092	
法人	農業	2,597	2,597	-	-	39	2,412	2,412	-	-	67
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	17,460	14,826	-	-	243	15,160	12,758	-	-	75
	鉱業	600	600	-	-	-	600	600	-	-	-
	建設・不動産業	8,809	8,134	510	-	1,189	8,926	8,248	509	-	1,068
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,446	-	2,403	-	-	1,504	1,001	503	-	-
	運輸・通信業	11,541	6,777	4,511	-	-	18,631	5,782	12,685	-	-
	金融・保険業	293,547	45,427	247,989	-	-	290,034	48,631	240,954	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	82,784	82,296	-	-	1,637	92,064	91,524	-	-	1,871
	日本国政府・地方公共団体	229,578	27,339	202,239	-	-	240,043	30,442	209,601	-	-
	上記以外	814,358	-	7,235	-	-	797,010	-	8,230	-	-
個人	11,369	11,369	-	-	23	10,306	10,306	-	-	9	
その他	49,826	0	3,381	-	-	60,079	-	7,137	-	-	
業種別残高計	1,524,921	199,369	468,272	-	3,133	1,536,774	211,708	479,621	-	3,092	
1年以下	840,996	50,564	60,974	-	-	818,298	60,391	46,447	-	-	
1年超3年以下	145,718	28,130	117,588	-	-	151,653	23,373	128,279	-	-	
3年超5年以下	110,274	22,688	87,586	-	-	94,901	27,445	67,455	-	-	
5年超7年以下	68,401	17,574	50,827	-	-	97,801	14,619	83,182	-	-	
7年超10年以下	155,118	25,402	129,715	-	-	144,735	32,673	112,061	-	-	
10年超	31,131	18,354	12,777	-	-	46,504	16,855	29,648	-	-	
期限の定めのないもの	173,278	36,654	8,802	-	-	182,880	36,350	12,545	-	-	
残存期間別残高計	1,524,921	199,369	468,272	-	-	1,536,774	211,708	479,621	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	780	676	-	780	676	676	721	-	676	721
個別貸倒引当金	3,762	3,443	-	3,762	3,443	3,443	3,338	254	3,189	3,338

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成22年度						平成23年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	3,762	3,443	-	3,762	3,443	-	3,443	3,338	254	3,189	3,338	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	3,762	3,443	-	3,762	3,443	-	3,443	3,338	254	3,189	3,338	-	
法人	農業	65	66	-	65	66	-	66	67	0	65	67	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	402	408	-	402	408	-	408	131	241	166	131	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,573	1,189	-	1,573	1,189	-	1,189	1,056	-	1,189	1,056	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サ ービス業	1,655	1,728	-	1,655	1,728	-	1,728	2,039	-	1,728	2,039	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	65	50	-	65	50	-	50	43	12	38	43	-	
業種別計	3,762	3,443	-	3,762	3,443	-	3,443	3,338	254	3,189	3,338	-	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	0%	-	332,880	332,880	-	332,653	332,653
	10%	-	17,725	17,725	-	31,841	31,841
	20%	6,215	890,504	896,719	4,941	856,303	861,244
	35%	-	84	84	-	74	74
	50%	26,242	3,432	29,674	27,784	2,064	29,848
	75%	-	984	984	-	673	673
	100%	2,055	237,581	239,637	5,336	266,111	271,447
	150%	-	7,148	7,148	-	8,989	8,989
	その他	-	65	65	-	0	0
自己資本控除	-	-	-	-	-	-	
合計		34,513	1,490,407	1,524,921	38,061	1,498,712	1,536,774

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関する規程の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

また、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールの下で定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	72,456	—	—	60,476	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,004	—	—	2,004	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	12,046	—	—	12,046	—
法人等向け	26	1,532	—	9	2,493	—
中小企業等向け及び個人向け	1	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	554	—	—	37	—
合計	28	88,595	—	9	77,058	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、「リスク管理方針」において取得限度額を定め、「証券化案件にかかる管理事務手続」により適切に管理しています。

なお、当会の証券化エクスポージャーに内在するリスクは、信用リスク及びマーケットリスクのほか、流動性リスクやキャッシュフローが不確定なリスク等があります。

■ 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、取得限度額の範囲内においてフロント部署が投資対象案件のリスクを把握・分析したデューデリジェンスに基づく投資原案を作成し、フロントから独立したリスク管理担当部署が審査することにより、適切性を検証しています。

取得後の期中管理については、フロント部署が外部格付、裏付資産の状況等を定期的にモニタリングし、その内容をリスク管理担当部署において検証後、リスク管理委員会に報告する体制となっています。

■ 信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 □ - ン	-	-	-	-
	自 動 車 □ - ン	2,362	-	2,213	-
	そ の 他	2,141	-	1,846	-
	合 計	4,503	-	4,059	-
オフバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 □ - ン	-	-	-	-
	自 動 車 □ - ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

22年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	4,503	36	オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	-	-		自己資本控除	-	-
	合計	4,503	36		合計	-	-
オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	-	-	オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	-	-		自己資本控除	-	-
	合計	-	-		合計	-	-

23年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	3,929	31	オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	130	130		自己資本控除	-	-
	合計	4,059	162		合計	-	-
オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	-	-	オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	-	-		自己資本控除	-	-
	合計	-	-		合計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	-	130
合計	-	130

(注) 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つ/0ストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ/0ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受け権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

e 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に基づいて、システムリスク、事務リスク等の管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき出資金勘定で区分される出資は信用リスク管理の枠組みで、また、有価証券勘定として区分される株式は市場リスク管理の枠組みの中で、それぞれ適切に管理を行っています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	4,073	4,073	3,723	3,723
非上場	76,259	76,259	76,141	76,141
合計	80,332	80,332	79,864	79,864

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	128	—	—	269	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
461	189	448	100

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの(例えば、貸出金・有価証券・貯金等)において発生するリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会では、以下の内容により金利リスクを計測・管理しています。

①金利リスクの対象と基本的な考え方

当会の資産に占めるウェイトが大きく、市場性資産として日々価格が変動する有価証券の金利リスク量(VaR)は、観測期間1年、信頼区間99%を前提条件として毎営業日計測のうえ、「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に定める管理を行っています。また、貸出金および預け金の金利リスク量(VaR)については、毎月計測のうえ前記のリスク管理規程に定める管理を行っています。

なお、VaRのほか、後記の計測方法により、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスに対して一定の金利ショックを与え、この場合の金利リスク量も毎月計測しています。

②管理体制及び管理手法

リスクマネジメントの実効性を担保するため、市場取引業務の遂行にあたって、取引の執行及びモニタリングはそれぞれ独立した部署が担当しています。金利リスクのモニタリングについては、リスク統括部が主管部署となり、計測結果等についてはリスク管理委員会等で定期的に報告を行っています。

■金利ショックを与える場合の計測方法の概要

当会では、保有期間1年・観測期間5年で計算される金利変動の99パーセンタイル値の金利ショックによる金利リスク量を計測しています。要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金(当座貯金・普通貯金)のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額を0～5年の期間(平均残存期間2.5年)に均等に振り分けてリスク量を計測しています。

金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺しています。

金利リスク量＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

(1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 21,338	△ 5,566